

会議記録

附属機関の名称	熊谷市同和対策審議会
開催日時	平成25年3月22日（金） 午後2時00分から午後2時41分まで
開催場所	熊谷市役所 303 会議室
出席者	福田勝美会長、田口利一副会長、守屋淳委員、池田三男委員、 小野寺一規委員、成塚道夫委員、須長民子委員、田島初男委員、 高橋須美子委員、島崎一雄委員 事務局 篠木総合政策部長、斉木参事兼人権政策課長、 渡辺副課長、平主査、 水庭学校教育課長、大澤指導主事、 岩上社会教育課長、小島指導主事、森田指導主事
傍聴人	なし
問い合わせ先 (所管課)	総合政策部人権政策課（市役所本庁舎3階） TEL 048-524-1111（内線262）
内容	<p>1【議題（1）】 熊谷市同和行政基本方針の見直しについて（協議）</p> <p>【内容】改正理由・改正の趣旨について事務局から説明後、 質疑等を行った。</p> <p>（改正の理由）</p> <p>現行の同和行政基本方針が策定されてから10年が経過し、インターネットの爆発的普及や先の見えない経済不安、大規模な自然災害の発生などにより、社会情勢は大きく変化してきた。</p> <p>このような中で、これまでの人権施策の実施により、同和問題をはじめとする様々な人権課題に対する意識の高揚は見られるものの、依然として人権を取りまく環境は厳しい状況にあると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後の施策の方向性を明らかにするために、同和行政基本方針の見直しを行うものである。</p> <p>（改正の趣旨）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会情勢の変化に応じて、明らかに相違が認められる表現の見直しを行った。 2 （改定）「埼玉県人権施策推進指針」を踏まえた内容とした。 3 すでに終了している事業などについて見直しを行った。 4 文言整理を行った。 <p>（主な意見・質疑等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身元調査のための戸籍の不正取得事件に絡み、埼玉県内で実施している「事前登録型本人通知制度」が大きな抑止力になっていることを踏まえ、広くこの制度の啓発に努めていただきたい。 ・埼玉県人権施策推進指針 P14 の「Ⅱ相談・支援の推進」にある

「NPO」について、活動状況等については十分な調査が必要であろう。

→対応する場合は確認をしていく。

- ・いじめ問題を隠す体質はおかしい。事なかれ主義は子どものためにならない。

→平成19年1月にいじめの定義が変わり、本人からいじめられているという訴えがあれば、学校はすぐ対応することになっている。報告は教育委員会にも上げられ、学校と連携して対応している。

- ・熊谷市同和行政基本方針改正（案）新旧対照表のP8「人権保育の推進」について、①人権保育の推進の中で、「保護者の就労を保障する保育を推進する。」から「必要な場合、保護者の就労支援につとめる。」になっていて、表現が弱くなっているのはなぜか。

→文言整理によるもので、制度としての受皿を持ちながら推進していく。

「必要な場合、」を削除し、「につとめる」を「を推進する」に変更する。

- ・市税の特別措置は平成20年度に期限切れで終了したとのことだが、生活困窮者がいれば、制度として継続すべきではないか。

→期限切れで終了したものなので表見的に削除した。税は国の制度であるため、市で対応を変えられるものではない。

- ・特別措置法は無くなったが、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されており、同和問題を解決するための法律がなくなったわけではないことに留意しなくてはならない。

- ・埼玉県人権施策推進指針P15にある「人権救済制度」に触れておく必要があるのではないか。

→国の動向を注視しつつ、検討をしていく。

- ・熊谷市同和行政基本方針改正（案）新旧対照表のP6

現行は「同和問題を人権問題の重要な課題として捉え」とあるのが、改正案では「同和問題を人権教育の重要な柱として位置づけ」となり、「問題」と「教育」が入れ替わってしまっているのはなぜか。

→文言整理によるもので、同和教育の後退を意味するものではない。

- ・今回、熊谷市同和行政基本方針（案）が示されたが、是非実行ある取り組みにしてもらいたい。

- ・熊谷市が実施する、同和問題に関する市民の意識調査にかかる基礎サンプルが少ないと思う。5年に1度は大規模な調査をすべきではないか。

→現行の方法で前回の結果と比較しているので、これまでどおり行う。

- ・いじめをなくしていくためには、豊かで強い心をはぐくむこと。

そして、権利について知識を高めることが重要だ。
以上、の意見を踏まえた訂正については、事務局に一任することで
異議なし。

【議題 (2)】 その他

【内容】 特になし。